

# 「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」 実行可能性調査事業成果物のご利用にあたって

## 1. この説明の目的

この説明は、「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」における実行可能性調査の成果物（以下、「FCP実行可能性調査成果物」という）を利用する事業者または団体（以下、「利用者」という）に対して、農林水産省が設定する利用条件を示したものです。

「FCP実行可能性調査成果物」は、「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」の中で策定した「協働の着眼点」を利用した調査事業の成果物であり、「FCP実行可能性調査成果物」の著作権は各実行可能性調査実施事業者にあります。また、「協働の着眼点」に関する著作権は農林水産省が留保しています。農林水産省は、各実行可能性調査実施事業者が設定する利用条件の他に、「協働の着眼点」の著作権者として利用条件を設定しています。

利用者が「FCP実行可能性調査成果物」を利用した場合には、本説明に書かれている利用条件を承諾したものとみなしますのでご注意ください。

## 2. 実行可能性調査事業成果物の利用条件

農林水産省は、「FCP実行可能性調査成果物」の利用者が、「協働の着眼点」利用規約を遵守することを条件として、「FCP実行可能性調査成果物」の利用を許諾します。

## 3. 免責事項

農林水産省は、利用者が「FCP実行可能性調査成果物」を利用して行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。利用者自身の責任において「FCP実行可能性調査成果物」および「協働の着眼点」を利用してください。

### 【附則】

平成 22 年 3 月 31 日 施行

平成 22 年 4 月 16 日 改定

「FCP実行可能性調査成果物」の利用に関するよくあるご質問（FAQ）

- Q1. 「FCP実行可能性調査成果物」利用時に農林水産省へ申請を行う必要があるケースとしては、どのようなものがありますか。
- 「FCP実行可能性調査成果物のご利用にあたって」に掲載されている「協働の着眼点」に改変を加える場合などが該当します。詳細は「協働の着眼点・利用規約」を参照してください。